

ID: 3011

担当部署: 地域整備課

処分の概要	土地の形質の変更等の承認(施行者が県である場合を除く。)		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第66条第7項		
法令番号	昭和44年法律第38号		
【基準】	<p>法第66条第7項及び第8項の規定による。 (建築行為等の制限)</p> <p>第66条</p> <p>7 第60条第2項各号に掲げる公告があつた後に、施行地区内において土地の形質の変更、建築物その他の工作物の新築、改築、増築若しくは大修繕又は物件の付加増置(以下この条において「土地の形質の変更等」と総称する。)がされたときは、当該土地の形質の変更等について都道府県知事等の承認があつた場合を除き、当該土地、工作物又は物件に関する権利を有する者は、当該土地の形質の変更等が行われる前の土地、工作物又は物件の状況に基づいてのみ、次節の規定による施行者に対する権利を主張することができる。</p> <p>8 前項の承認の申請があつたときは、都道府県知事等は、あらかじめ、施行者の意見を聴いて、当該土地の形質の変更等が災害の防止その他やむを得ない理由に基づき必要があると認められる場合に限り、その承認をするものとする。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年4月30日	最終変更年月日	年 月 日